

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年1月19日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第15号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

「学校指導課

指導主事室

小中一貫教育推進室

第16条中

西京高等学校新学科企画推進室

を

塔南高等学校教育学科(仮称)開設準備室

下京中学校教育企画推進室

」

「学校指導課

指導主事室

小中一貫教育推進室

西京高等学校新学科企画推進室

に改める。

塔南高等学校教育学科(仮称)開設準備室

スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室

下京中学校教育企画推進室

」

第17条学校指導課の項の次に次の1項を加える。

スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室

(1) スチューデントシティ及びファイナンスパークの開設準備に関すること。

(2) 京都こどもモノづくり塾(仮称)に関すること。

附 則

この規則は、平成18年1月20日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)